

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 6 月 20 日

申請者 氏名又は名称 堺市美原区北余部40-35
 住所 株式会社 剛 建
 代表者氏名 代表取締役 出口 剛 史
 電話番号 TEL 072-369-0470
 FAX番号 FAX 072-369-0471
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (第18条関係)

(表面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和2年6月20日

申請者 氏名又は名称 堺市美原区北余部40-35
住所 株式会社 剛
代表者氏名 代表取締役 出口剛



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずるもの）の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
代表取締役 でぐち たけし 出口 剛史	
取締役 ふくだ まこと 福田 誠	
取締役 さかた ゆういち 坂田 雄一	
取締役 きりもと けんじ 桐本 健二	
事業の範囲	土木工事・建築工事・内装仕上げ工事の計画・施工・監理 給排水並びに衛生設備の企画及び設計業務
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 剛建
上記事業所の所在地	堺市美原区北余部40-35
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
坂田 雄一	第252129号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和2年 6月 20日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	塩ビカッター	VC-20	2	
	高速切断機	H-12型	1	
	電気丸ノコ	PSB-7B	2	
管の加工用 機械器具	パイプねじ切器	レキスミニA	2	
		レキス 50ADX	1	
	やすり		1	
接合用の 機械器具	パイプレンチ	PW-AL (250~900)	5	
	〃	PW-AL (450~900)	2	
	モンキーレンチ	MK 200~375	5	
	プライヤー	250~350	8	
	ラチェットレンチ	RW-C	1	
	MCCトレンチ	10R - 32R	4	
	トーチランプ	ワタチガストーチ	10	
水圧テスト ポンプ	自動テスター	T-50	1	
	手動テスター		1	
破砕機	コンプレッサー	POR-125	2	
	電気ハンマー	PH-40F型	5	
	サンダー		6	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからハまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和2年 6月20日

申 請 者

氏名又は名称 堺市美原区北余部40-95

住 所

株式会社 剛 建

代表者氏名

代表取締役 出口 剛 史



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府堺市美原区北余部40番地35
株式会社剛建

会社法人等番号	1201-01-022469	
商号	株式会社剛建	
本店	大阪府堺市美原区北余部40番地35	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成15年5月8日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事、建築工事、内装仕上工事の設計、施工、監理 2. 給排水並びに衛生設備の企画及び設計業務 3. 空調設備の企画及び設計業務 4. 冷暖房設備の企画及び設計業務 5. 土木工事及び建築工事に関する調査、研究、企画、技術指導並びにコンサルティングの請負又は受託業務 6. 宅地建物取引業 7. 大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業 8. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業 9. 前各号に付帯関連する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成23年 2月 4日変更 平成23年 2月14日登記</p>	
発行可能株式総数	1万株	平成18年12月 5日変更
		平成18年12月12日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 4000株	平成18年12月14日変更
		平成18年12月25日登記
資本金の額	金4000万円	平成18年12月14日変更
		平成18年12月25日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承諾を要する。当会社の株主が会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。	

大阪府堺市美原区北余部40番地35
株式会社剛建

役員に関する事項	取締役 出口剛史	平成25年 7月31日重任 平成25年 9月27日登記
	取締役 福田誠	平成25年 7月31日重任 平成25年 9月27日登記
	取締役 坂田雄一	平成25年 7月31日重任 平成25年 9月27日登記
	取締役 桐本健二	平成25年 7月31日重任 平成25年 9月27日登記
	大阪府東大阪市花園西町一丁目14番20号 代表取締役 出口剛史	平成25年 7月31日重任 平成25年 9月27日登記
登記記録に関する事項	平成18年5月1日有限会社剛建を商号変更し、移行したことにより設立 平成18年 5月11日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 2年 5月18日

大阪法務局東大阪支局

登記官

山田和弘



株式会社剛建 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社剛建と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事、建築工事、内装仕上工事の設計、施工、監理
2. 給排水並びに衛生設備の企画及び設計業務
3. 空調設備の企画及び設計業務
4. 冷暖房設備の企画及び設計業務
5. 土木工事及び建築工事に関する調査、研究、企画、技術指導並びにコンサルティングの請負又は受託業務
6. 宅地建物取引業
7. 大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業
8. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
9. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は、1 万株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当社は、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承諾を要する。当

会社の株主が会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(2)前項に係らず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(召 集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に召集し、臨時株主総会は、必要に応じて召集する。

(召集権者および議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決議によって、取締役社長が召集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が召集する。

(3)株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(議決権の代理行使)

第12条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

(2)前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2)会社法第309条第2項の定めるによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第15条 当社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

(2)取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3)取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2)増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第18条 当社に取締役2人以上いるときは、代表取締役1人を置き、株主総会の決議により定めるものとする。

(2)代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。

(3)社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

(取締役の報酬)

第19条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第20条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第21条 当社は、株主総会の決議をもって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。

(期末配金の除斥期間)

第22条 期末配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、

当会社はその支払の義務を免れる。

(2)未払の期末配当金には利息をつけない。

令和2年6月19日
原本と相違ありません。

堺市美原区北命部40-35

株式会社 剛 建
代表取締役 出口 剛 史



第二五二二二九号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 坂田 雄一

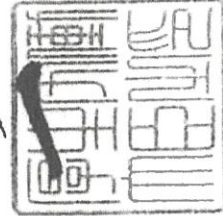
昭和五十四年六月二十六日生

水道法(昭和三十九年法律第七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成二十一年二月六日

厚生労働大臣

野田子





大阪府堺市美原区北余部40-35周辺の地図



(C)Yahoo Japan.(C)ZENRIN

マップコード: **MAPCODE** 10 740 074*00 緯度経度: 北緯34度32分14.27秒 東経135度32分34.31秒

大阪府堺市美原区北余部40-35

住所: 大阪府堺市美原区北余部40-35

交通:



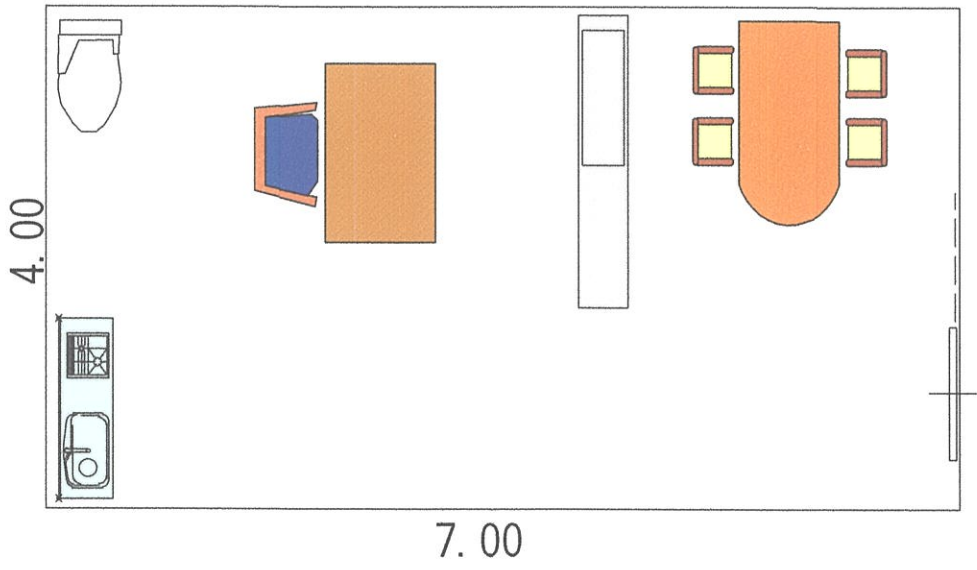
スマートフォンやケータイからチェック
 バーコードを読み取り、モバイル版Yahoo!ロコ
 - 地図へアクセスすると、地図と便利な周辺情
 報を見られます。
 ※施設の詳細情報は表示されません。

この地図をケータイに送る

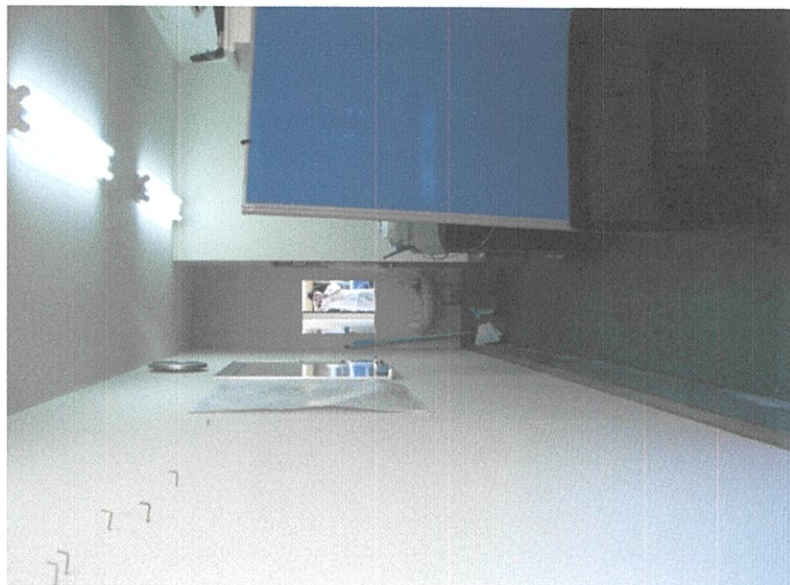
(Yahoo! JAPAN IDでのログインが必要です)
 ※スマートフォンでご利用いただく際は、バーコー
 ドを読み取るアプリが必要です。

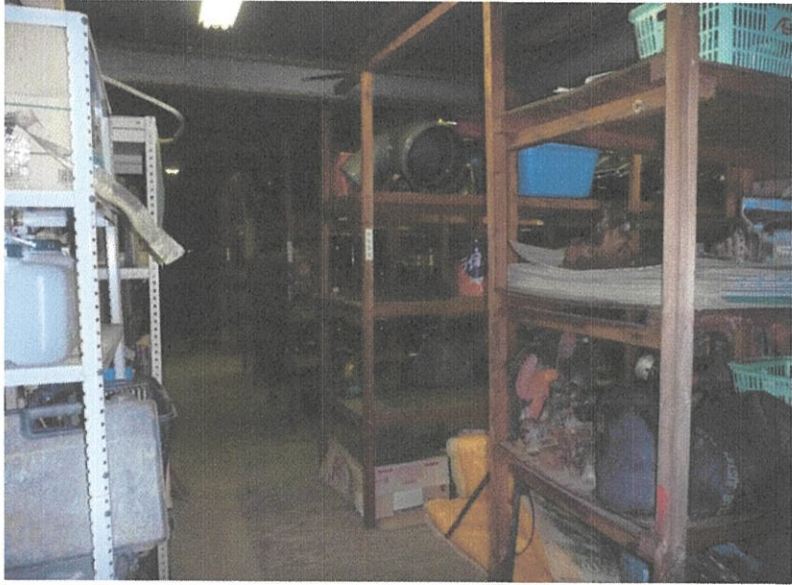


Copyright (C) 2013 Yahoo Japan Corporation. All Rights Reserved.









指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2年 6月 20日

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

堺市美原区北余部40-35

株式会社 剛 建

代表取締役 出口 剛 史 印

TEL 072-369-0470
FAX 072-369-0471



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 2年 6月 20日

堺市美原区北余部40-35

届出者

株式会社 剛建[®]

代表取締役 出口 剛史



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任

の届出をします。

解任

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 剛建	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
坂田 雄一	第252129号	

第二五二二二九号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 坂田 雄一

昭和五十四年六月二十六日生

水道法(昭和五十年法律第七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十一年二月六日

厚生労働大臣 河津子

